

2020年3月27日

各位

株式会社池田泉州銀行

不祥事件発生に伴う役員報酬の減額及び関係職員の処分について

先般発生いたしました弊行の不祥事件（※）に関し、今般、下記の通り役員報酬の減額及び関係職員の処分を実施いたします。

お客様をはじめ関係の皆様方に、多大なご迷惑とご心配をお掛けいたしましたこと、改めて深く反省し、心からお詫び申し上げます。

今後、事務取扱ルールの見直しと一層の厳正化、及び相互牽制体制の強化に努めるなど、信頼回復に向けて役職員一丸となって全力で取組んで参ります。

記

1. 取締役及び関係する執行役員の報酬減額について

今般の事態を厳粛に受け止め、責任を明確にするため、代表取締役頭取兼 CEO 以下の取締役 6 名及び関係する執行役員 8 名につきまして、その役職位等に応じて月額報酬を 30%～10%減額いたします（2 ヶ月～1 ヶ月、代表取締役頭取兼 CEO は 30%×2 ヶ月）。

2. 関係職員の処分について

事故者 2 名につきましては、懲戒解雇（告訴状も提出）および派遣契約解除といたしました。その他関係職員につきましても、行内規定に基づき、厳正な処分（出勤停止、減給処分等）を行います。

以上

（※）2019年10月11日公表の不祥事件（2件）

- 発生店舗 … (1) 阪南支店、服部支店、桃山台支店
(2) 難波支店